

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成25年6月3日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 25 年 4 月 1 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

訴えの提起について

## 訴えの提起について

1 相手方 ■■■■■■

■■■■■

2 事件名 退職手当請求事件の控訴事件

3 請求の趣旨及び請求の原因

(1) 請求の趣旨

- ① 原判決を取り消す。
- ② 被控訴人らの請求を棄却する。
- ③ 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人らの負担とする。

(2) 請求の原因

相手方は、平成13年4月1日、図書館司書の嘱託員として雇用期間1年で本市に雇用され、以後1年ごとの雇用の更新を9回にわたり行ない、平成23年3月31日に退職した。

本市は、上記職は非常勤の特別職であるため、退職手当の支払いをしなかったが、相手方は、上記職が勤務実態からして一般職の常勤職員にあたるとして、平成23年9月30日に、本市を被告として、退職手当としてそれぞれ198万8000円及びこれに対する退職手当支給期限の翌日である平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起した。

平成25年3月26日に判決があり、相手方の請求内容が全面的に認容されたものであるため、本市はそれを不服として控訴するものである。

4 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 井上隆晴、井上卓哉及び高橋康介を訴訟代理人と定める。
- (2) 控訴審判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 本市は、上記訴訟において和解をすることができる。